

運営指導の状況について

資料 4

地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所運営指導の状況について

- ・介護保険法第 23 条に基づきサービスの質の確保・向上および保険給付の適正化を図ることを目的とする。
- ・国の「介護保険施設等指導指針」(令和4年3月 31 日)においては、指定有効期間に少なくとも 1 回を基本とする。米原市においては、3～4年に1回、指定有効期間に2回を目安に計画している。

運 営 指 導 の 状 況			事業所数	R3	R4	R5
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	地域密着型通所介護事業所	12	5	3	2
		(予防)認知症対応型通所介護事業所	2	—	—	1
		(予防)小規模多機能型居宅介護事業所	3	—	—	—
		(予防)認知症対応型共同生活介護事業所	5	1	—	—
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	1	1	—	—
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	—	—
	居宅介護支援事業所		15	5	4	4
	計		39	13	7	7

※事業所数は令和6年3月 31 日現在

※運営指導は実地に行くことを想定されていますが、実地でなくても確認できる内容については、オンライン等を活用することが可能とされたため、「実地指導」から「運営指導」に名称が変更

主な指摘事項

- ・重要事項説明書等の交付文書の字句修正
- ・ケアプラン作成にかかる一連の手続きについての適切な事務処理
- ・令和3年度の改正に伴う対応(業務継続計画の策定、虐待防止の対応、ハラスメント対応)